

警察庁は1月15日、75歳以上の運転免許制度を見直すため、道路交通法改正に向けた試案を公表した。

免許更新時に、認知機能検査で「認知症の疑いが強い」と判定された人に医師の診断を義務付けるというもの。認知症の運転者を確実に見つけて、事故抑止つなげる狙いで、一般国民から意見を募って最終案をまとめて今春の通常国会に改正案を提出する。

現行制度では、「認知症の疑いが強い」と判断されても、過去1年間に高速道路の逆走や信号無視などの違反をしていなければ、医師の受診は義務付けられていない。

同庁の試案の内容は、「認知症の疑いが強い」とされた人全員に受診を義務化し、認知症と診断されたり、診断書を提出しなかったりすれば、免許の取り消しや停止の対象となる。また、更新時の検査で「認知機能が低下している」「問題ない」と判定されても、その後に、信号無視などの違反があれば、臨時の認知機能検査を義務付けるというものだ。

75歳以上の運転免許保有者数は2013年末現在で、424万7,834人で、同年中に起こした死亡事故は458件に上り、うち142件は認知機能の衰えが疑われる人による事故だった。死亡事故全体に占める割合も2013年は11.9%で10年前の5.5%から倍増している。

一方、バスや電車などの公共交通機関が少ない地方で生活している高齢者にとっては「生活の足を失う」という不安が募るのは必至だ。ある認知症支援団体の代表は「自動車運転できる資格の有無ではなく、いかに後期高齢者に運転させないですむような支援策の拡充を図るべきだ」と話している。(2015/01/15 読売新聞から)